平泉町で、新たなスタートを。

2026 平泉町 版



令和８年度
９月開始

平泉町若者 U・Ｉターン 支援補助金

県外から平泉町にU・Ｉターンする
若者（４０歳未満）が対象です

一般

基礎額

【世帯】２５万円
【単身】１５万円

加算額

【子育て加算】
１８歳未満の子ども１人につき ２５万円

【１８歳～２５歳加算】
申請者が２６歳未満なら ５万円

【女性加算】
申請者が女性なら ５万円

新卒者

基礎額

１５万円

加算額

【１８歳～２５歳加算】
申請者が２６歳未満なら ５万円

【女性加算】
申請者が女性なら ５万円

■移住元要件

＜一般＞

以下のア及びイの期間に県外に在住していた方

ア　住民票を移す直前の１０年間のうち通算５年以上
イ　住民票を移す直前に連続して１年以上

＜新卒者＞

以下のア・イ・ウを全て満たす方

ア　県外に所在する大学等（大学、大学院、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校等に在籍していたこと。
イ　転入直前の３年以内にアの大学等又は高等学校等を卒業・修了したこと。
ウ　アの在籍期間中から平泉町に転入する直前まで、県外に在住していたこと。

本支援金の使途には制限があります。

「移住の準備に係る旅費」「移転に係る旅費」「移転費」「家賃」「住宅改修費」「運転免許取得費」に係る経費に対して支援金を支給します。
当該経費への支出状況がわかる書類を添付して申請してください。
なお、経費の合計額が基礎額（単身１５万円、世帯２５万円）を下回る場合には、支援金の申請はできません。

お問い合わせはこちら

平泉町まちづくり推進課
〒029-4192
岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2
✉：kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp
電話：0191-46-5578

平泉町
ホームページ

▼対象（一般又は新卒者）ごとの移住前要件・移住後要件について

【一般】

平泉町へ移住（進学・転勤を除く）した時点において４０歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

＜**移住前要件**＞次の３つ全てに該当

① 平泉町に移住する直前の１０年間のうち通算５年以上、岩手県外に在住
② 平泉町に移住する直前、連続して１年以上、岩手県外に在住
③ 平泉町への移住時に住民票を岩手県外から異動

＜**移住後要件**＞次のいずれか１つに該当

① 就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて（岩手県運営）」、「いちＪＯＢ（一関市運営）」掲載の“移住支援金対象求人”に就業
② 内閣府「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して、専門人材として就業
③ 「岩手県地方創生起業支援金」の交付決定を受けて起業し、起業した事業を申請日から５年以上継続する意思がある
④ 平泉町に移住する前からの業務をテレワークで継続
⑤ 平泉町が定める関係人口要件に該当

平泉町が定める関係人口要件
・【支給対象者の要件】かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること
・各要件の詳細は、町ホームページをご覧ください。

【新卒者】

平泉町へ移住（進学・転勤を除く）した時点において４０歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

＜**移住前要件**＞次の３つ全てに該当

① 平泉町に移住する前に、岩手県外に在住し、かつ、岩手県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校に在籍していたこと
② 平泉町への移住直前の３年以内に、①の大学等又は高等学校等を卒業・修了
③ ①の在籍期間中から平泉町に転入する直前まで、県外に在住していたこと

＜**移住後要件**＞次のいずれか１つに該当

① 就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて（岩手県運営）」、「いちＪＯＢ（一関市運営）」掲載の“移住支援金対象求人”（新卒求人）に就業
② 平泉町が定める関係人口要件に該当

※　申請には県が実施する「いわて若者Ｕ・Ｉターン支援金申請者向けアンケート」の回答が必要です。

就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」

就職マッチングサイト「いちＪＯＢ」

いわて若者Ｕ・Ｉターン支援金申請者向けアンケートフォーム

▼よくあるご質問　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　申請のタイミングを教えてください。

Ａ１　申請期限は移住(転入)後１年以内です。なお、県が実施する「いわてお試し居住体験事業」を利用して移住した方は、入居期間終了日から１年以内まで申請が可能です。

Ｑ２　支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください。

Ａ２　①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、③テレワークにより勤務（原則として、恒常的に通勤しない）し、かつ、週２０時間以上テレワークを実施することなどが要件です。

Ｑ３　「岩手県移住支援金」や「地方就職支援金」との併給はできますか。

Ａ３　できません。

Ｑ４　必ず住民票を岩手県外から平泉町に異動しなければ、要件に該当しませんか。

Ａ４　住民票を平泉町へ異動することが必須です。

Ｑ５　支援金の使途に制限はありますか。

Ａ５　制限があります。

「移住の準備に係る旅費」「移転に係る旅費」「移転費」「家賃」「住宅改修費」「運転免許取得費」に係る経費に対して支援金を支給しますので、当該経費への支出状況がわかる書類を添付して申請してください。

なお、経費の合計額が基礎額（単身１５万円、世帯２５万円）を下回る場合には、支援金の申請はできません。

また、当該支給の対象となった経費については、他の支援金制度からの併給はできません。（例えば、引越代について結婚新生活支援事業」から補助を受けている場合、本支援金について引越代を対象経費として申請することはできません）

Ｑ６　令和８年度の申請期限はいつまでですか。

Ａ６　令和９年１月２９日（金）までに申請書の提出をお願いします。（必着）

この支援金は、岩手県企業局の「震災復興・ふるさと振興パワー積立金」を活用して実施しています。